

令和5年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第1号）

令和5年3月15日（水曜日）

開 議 午前 9時58分

散 会 午後 0時08分

○議事日程 第1号

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議会運営委員長報告
- 第 4 諸般の報告について
- 第 5 行政報告について
- 第 6 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）
- 第 7 議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第 3号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 4号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 第11 報告第 1号 専決処分の報告について
(工事請負契約の金額の変更について)
- 第12 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
報告第 3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第13 議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 令和5年度白老町一般会計予算
議案第 7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算

- 議案第 1 1 号 令和 5 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 2 号 令和 5 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 3 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 1 4 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和 4 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
議案第 2 号 令和 4 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号 令和 4 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号 令和 4 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 号 令和 4 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
報告第 1 号 専決処分の報告について
（工事請負契約の金額の変更について）
報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 3 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
議案第 2 2 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 4 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 6 号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 7 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 8 号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 令和 5 年度白老町一般会計予算
議案第 7 号 令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 8 号 令和 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 1 0 号 令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 1 1 号 令和 5 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 2 号 令和 5 年度白老町水道事業会計予算
議案第 1 3 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 1 4 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計予算
-

○出席議員（13名）

1 番 久 保 一 美 君	2 番 吉 谷 一 孝 君
3 番 貳 又 聖 規 君	4 番 佐 藤 雄 大 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
1 0 番 小 西 秀 延 君	1 1 番 及 川 保 君
1 2 番 長谷川 かおり 君	1 3 番 氏 家 裕 治 君
1 4 番 松 田 謙 吾 君	

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1 1 番 及 川 保 君	1 2 番 長谷川 かおり 君
1 3 番 氏 家 裕 治 君	

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
産 業 経 済 課 参 事	齋 藤 大 輔 君
企 画 財 政 課 主 幹	増 田 宏 仁 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日3月15日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

○議長（松田謙吾君） 日程に入ります前に、このたび町長選挙において初当選した大塩英男町長から就任のご挨拶をお願いいたします。

大塩町長、登壇願います。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 本日は、令和5年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、貴重なお時間にもかかわらず、ご挨拶の機会をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

このたび私大塩英男は、町民の皆様からの温かいご支援とご厚情を賜り、ここに町政を担わせていただくこととなりました。さきの選挙期間においても、町内を社台から虎杖浜までくまなく訪問し、車中から、そして街頭にて演説をさせていただき、私の考える白老の将来像とまちづくりについて大変多くの皆様方に熱心に耳を傾けていただきました。そして、各地区の皆様から多大なる叱咤激励、エールを賜り、この選挙戦を勝ち抜くことができました。そうした多大なるお支えがあって本日この場に立たせていただいているものと強く実感しているところでございます。皆様からお寄せいただきました信頼と期待にお応えし、共感広がる信頼のまちづくりを進めるべく、強い使命感を持ち、全身全霊で町政運営に取り組んでいく所存でございます。

多発する災害に対する住民の安全、安心を守る取組や急速に進展する少子高齢化、人口減少、公共施設の老朽化などへの対応等、刻々と変わる状況をしっかりと見極めながら、町民の皆様方の生活と安全を守るため、これまでの施策をさらに効果的に推進しつつ、公約として掲げさせていただいた3つの将来像、9つの目標の実現のための政策をしっかりと進めてまいります。私の町職員時代からの変わらぬ心構えとして、町民の皆様方の視点に立ち、何ができるか、何をすべきかということを中心に頭に置き、町民の皆様方の声にしっかりと耳を傾け、心に寄り添いながら、誰もが幸せを感じる持続可能なまちづくりに職員と一体となり邁進する所存でございます。また、町政を執行していくに当たりましては、行政当局のみでは到底不可能であります。したがって、町民の皆様方の代表であります議会の皆様のご意見を十分にお伺いしながら、共感広がる信頼のまちづくりをしっかりと進めていくためにご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、私の町長の就任挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議席の一部変更

○議長（松田謙吾君） 日程第1、議席の一部変更を行います

佐藤雄大議員及び西田祐子議員の会派の退会及び広地紀彰議員の辞職に伴い、会派から議席の変更について要請がありますので、会議規則第3条第3項に基づき、議長において、3番、佐藤雄大議員の議席を4番に、4番、貳又聖規議員の議席を3番に、9番、吉谷一孝議員の議席を2番に、議席9番を欠番といたします。

ここで、議席の移動のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月10日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、3月10日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和5年第1回定例会3月会議の運営の件であります。

まず、3月9日・10日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和4年度各会計補正予算5件、令和5年度各会計予算9件、条例の制定及び一部改正等14件、専決処分の報告1件、合わせて議案29件であります。

また、議会関係としては、発議1件と例月出納検査等の報告、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第6号から第14号までの令和5年度各会計予算の9議案と、この新年度予算に関連する議案第22号から第28号までの7議案、合わせて16議案を一括とし、また、監査に関する報告第2号及び第3号の2議案を一括とするものであります。

次に、令和5年度各会計予算と関連議案の16議案は、議会運営基準の規定により、議長を除

く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月16日から17日の2日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、町長選挙後の早々の日程であったため、今回の3月会議では代表及び一般質問を見送ることとしましたが、予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月20日までの6日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もありますので、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね6日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、広地紀彰議員の辞職に伴い、3月8日に産業厚生常任委員会を開催し、不在となった委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に森哲也議員、副委員長に久保一美議員が選任された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和5年白老町議会第1回定例会3月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

本年度のふるさと納税制度における寄付の実績についてであります。本年度2月末までの実績であります。昨年度実績を3億400万円ほど上回る約9億3,100万円のご寄付をいただいております。2年連続で過去最高の寄付受入額を更新することができました。地域間競争が激しくなる中、今後においても手綱を緩めることなく、戦略的な取組や積極的なPRを展開し、財源の確保はもとより、地域産業の発展、関係人口の創出に向け精力的に取り組んでまいります。

なお、本3月会議には各会計新年度予算を含む議案28件、報告1件の提案を申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、議1―1をお開きください。議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ868万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,210万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け、質疑を行います。

歳出から質疑に入ります。議案第1号の24ページをお開きください。24ページから33ページ、2款総務費の歳出について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 次に、32ページから47ページ、3款民生費の歳出について質疑があります方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。私からは35ページの物価高騰緊急支援非課税世帯臨時特別給付事業についてであります。こちらは対象者に対してどれだけ支給されたのか、その実績をまずお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 物価高騰のほうの臨時交付金の実績でございます。予算といたしましてはこれまで2回、3年度と4年度に行いました非課税世帯給付金の実績を基に世帯数を算出したものでございますけれども、実績としては3,301世帯でございまして、予算時の3,595世帯の約92%という状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。92%という報告がありましたが、残りの8%の方々は、実際白老町の実態を鑑みるに、高齢者の方ですから、ご夫婦が施設に入っていたりしてなかなか手続ができなかったですとか、そういった事情もちょっとあるのかなと考えるのですが、残りの8%の方々はどのような方々という押さえをされておるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 確かに施設に入ったりということで郵便が戻ってくるような方に対しては、基本的には押さえられる範囲で施設のほうに送付するというような作業をして、まず確認書が届かないということがないように作業を進めてございました。実際に確認書を送付した中でも、どなたかの扶養に入っているですとか、そういうような方々の場合はこの交付金の対象にならないというものがございまして、扶養に入っているだとか、ちょっと申告が違うというようなことで要するに対象にならなかったという人が多くを占めているのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは次に、46ページから55ページ、4款環境衛生費の歳出について質疑があります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。49ページの予防接種事業経費についてお伺いたします。

確認なのですけれども、令和4年の4月より子宮頸がんの予防接種のほうで個別接種勧奨を行うことになりました。それで、その実績と、あとは積極的勧奨が行われなくて接種されなかった方へのキャッチアップの現状についてお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） HPVワクチンの接種の勧奨かと思えます。現状は、トータ

ルで対象者が628名いらっしゃったのですけれども、接種につきましては72名の方が接種している状況でございます。内訳は、普通の方、11歳から16歳の方につきましては15名程度ということと、あとキャッチアップに関しましては54名の方が接種しているような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 白老町には技能実習生の方もいらっしゃいますけれども、そのような方たちの接種状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） キャッチアップの接種に該当するのが技能実習生の方なのですけれども、ほぼ外国の方がこの内訳となっております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 55ページの国民健康保険病院事業会計繰出金について聞きます。今年度もかなりの繰出金になっております。そこで、病院の会計の資金不足や不良債務解消という意味で、3月会議で一般会計から、ここにも計上されていますけれども、8,400万円の赤字額として繰り出しを計上しています。さきの12月会議でも、同様の理由というか、要因で8,000万円を繰り出ししています。ですから、令和4年度での追加繰出金の総額が1億6,400万円、過去にもこのぐらいの数字を出した年度もありますけれども、今年も1億6,400万円に達しています。依然としてこれは収支の改善が図られていない結果だと思えます。それと、慢性化し、構造的な赤字を生む体質が直っていないということです。そういうことで、伺いますけれども、令和元年度から今年の4年度までの各年度の繰出金総額、当初予算の繰り出しの基準内も入れて、そして今回、今私も聞いていますけれども、追加繰出金、それぞれ合わせて年度総額になっているか、4年間分、分かっているか教えてください。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 追加繰り出しのご質問でございます。令和元年度に5,000万円の追加繰り出しをいただいていると、令和元年度から令和4年度まで4年連続ということでございます。各年度順にご説明いたします。令和元年度につきましては、申し上げたとおり5,000万円の追加繰り出しを受けて、最終的には3億2,749万8,000円となっております。令和2年度でございます。令和2年度につきましては、追加繰り出し1億6,324万7,000円ということで今年度と同様ということでございます。トータルでは4億4,074万5,000円となっております。令和3年度でございます。令和3年度につきましては、追加繰り出しが1億218万7,000円ということでございまして、合わせまして3億7,968万5,000円となっております。最後、4年度でございます。4年度につきましては、今議会に上程させていただいている8,400万円、これを含めての数字ですけれども、追加繰り出し1億6,400万円、合わせましてトータルで4億4,149万8,000円ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） すごい額になりますよね。それで、3点ほど聞きますけれども、まず1億6,400万円の追加繰り出しをすることについて、後で病院の会計がありますが、先に確認だけしておきますけれども、今年度の決算見込みの損益を幾らと想定しているのか、ちょっとお

聞きします。

それと、これは病院と関係あるからお聞きしますけれども、令和4年度の老健施設のきたこぶし、この決算見込みが、前も話があったと思いますし、今日この関係の全員協議会がありますから、そこで明らかになるのかどうか分かりませんが、かなり赤字が見込まれていますよね。ですから、赤字が見込まれているのに何で今回補正予算が上がっていないのかもありますけれども、それは別として、きたこぶしの会計に大幅な赤字があっても町立病院として老健施設特別負担金というのを1,900万円見込んでいるのです。きたこぶしの会計がかなりの赤字であっても病院としては1,900万円をもらうことになるのかどうか、その関係によって繰出金も多少違ってくるのだと思うのだけれども、その辺どうなのかということ。

それと、答弁がありましたけれども、この4年間での赤字補填の追加繰り出しの総額が今足すと4億8,000万円になっているのです。これは、財政がもし好転していなかったら、これを4で割り返すと年度平均1億2,000万円の繰り出しになっているのです。この追加繰り出しを本当に右から左に繰り出しできたのだろうか、一般会計で。非常に疑問に思うのです。そこで、ちょっと長くなりますけれども、令和4年度の繰出金の財源を見たのです、会計上で。そうしたら、今年度の追加繰り出し、何回も言いますけれども、1億6,400万円、この財源は全て町民の税金で賄われているということになりますよね。それで、今年度の補正予算の中身、歳入を見てきたら町税の補正状況が非常に大きいのです。ということは、これは税務課の職員が頑張って徴収を上げていると思います。そういう意味で、12月会議で、ちょっと言わせてもらいましたけれども、町民税が2,000万円、固定資産税5,000万円、7,000万円の増額補正をしているのです。そして、このたびの3月会議、言わなくてもいいと思いますが、言わせてもらいますけれども、法人町民税1,000万円、固定資産税4,500万円です。町たばこ税が2,000万円、合わせて7,500万円。これは、今日の補正予算を見たら分かります。これが増額補正されているのです。12月と3月の税の補正を見ると合計額1億4,000万円になっているのです。

一方で、赤字補填する繰出金は、令和4年度で、1億6,400万円になっています。そうすると、12月と3月で補正された町税、1億4,500万円の全額が町立病院の赤字補填に充当されているのです。このことは、私も再三この場でそのお金の使途の町民サービス云々と言っていて、今日は言いませんけれども、一般会計の町税が丸々病院の繰り出しに行っても足りないぐらい。そこで、このことは一般会計の財政運営上に大きな影響を及ぼしていると思います。病院の赤字を棚上げせという意味ではなくて、繰り出しすることは最低限必要だと思うけれども、これに関して古俣副町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、今年度の病院事業会計の損益収支というご質問でございます。病院事業会計の今年度の決算見込みで事業収益としては8億9,100万円、対する病院事業費用については8億6,800万円で、差引きしますと2,300万円の黒字、一応経常利益を計上してございます。先ほど老健施設からの病院会計の繰り出しの1,900万円、こちらの1,900万円を含めた中での2,300万円の黒字でございます。

対しまして、老健施設の決算見込みのご質問でございます。今年度、令和4年度につきまし

ては虐待事案等もありまして利用者がかなり減っているということで、まず年間の歳入見込みが約4,700万円と、対する歳出につきましては9,200万円で、差引きすると4,500万円の赤字でございます。4,500万円の赤字、補正予算を出していないという質問なのですが、今まで老健会計は令和2年度までは黒字会計で、貯金に当たる繰越剰余金が8,700万円ぐらいあるということで、今回4,500万円の赤字が出て差引きすると約4,300万円ぐらいの繰越金がまだ残るということで、今回補正のほうは見合わせているというようなことでございます。

繰出金、先ほど言った令和元年から4年度まで毎年続いていると、病院会計としてはご指摘のとおり重く受け止めております。今回入院収益、外来収益ともに微増というか、上がってはいるところなのですが、1日平均の入院患者が15名というような今年の見込みになっていまして、地域包括ケア病床を12床やりました。こちらについては満床で、単価も上がっているということで増収益にはなっているのですが、一般病床の患者が少ないということがこの多額の繰出金につながっているということでありますので、こちらの改善は病院会計としては早急になければならないと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議員からご指摘いただいた町全体の収入と病院会計とのありようについては、ご指摘があったように、この収納対策が非常に評価されて、職員を含めて体系的な部分も含めていろんな方法が、今はコンビニ収納だとかも含めて、その辺のところもあって税の収入が多くなっている。そういう状況の中で、その分がせっかく、収入が多くなった分が結局は病院会計に回ってしまっていると、そういう実態は町の全体的な会計からいけば非常にゆゆしき事態というか、問題が多分にあるという認識は強く持っております。ただ、現状においては病院のほうについても、新型コロナウイルス感染症の関係だけではなくて実際的な収入に大きく直結する一般入院というか、その部分が非常に確保できていないということが病院会計の追加繰り出しに大きくつながっているところでございます。ただ、もう一つは、今事務長からもあったように、包括ケア病床を10月から持ちまして、そここのところが満床状況で何とか収入的な部分の補いを今しているところです。今後再三ご指摘があるように病院の構造的な改革を含めてどう経営の状況をつくり出していくかというのは、新病院の開設に向けて大きな課題として庁舎内においてもしっかりと対応していくつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 副町長の思いは分かりますけれども、同じような対策の言葉です。私は聞こうと思ったのですけれども、病院経営が悪化に陥っている一大要因をどのようにつかまえているか。今は入院患者が減っているだけの話ともう一点あったけれども、歳出構造を見直す。それと、これははっきり聞いておきますけれども、病院の改善、収入構造を見直す、あるいは合理化をする。患者に対しての合理化ではないですよ、医業費用の合理化、これを含めて、副町長がいつも答弁され、今日は前の町長はいないから副町長に聞いているのだけれども、本来的に理事者の経営改善に対する物の考え方、セオリー。病院長が施設長ですよ、実際に現場でやっていますけれども、院長とトップ同士で経営の理念や経営方針が具体的に見える改善策、こういうものは膝を交えて理事者が本当に話をして、それがある程度整理されて職員の意

識改革につながっているのかどうかということは非常に疑問に思うのですけれども、その辺はいかがなのかと。

それと、もう一点伺いますけれども、今改善されなければ、目の前に新しい病院を開設しますよね、私は非常に危惧しているのだけれども、いい病院をつくってほしいと思いますけれども、このままの今の経営の在り方でいけば、財政が好転しているという部分を踏まえていても、慢性化した赤字を抱えている病院への一般会計からの繰出金にもそろそろ限界があるのではないかと思いますのですけれども、その2点、副町長、どう思いますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 前田議員から病院の追加繰り出しの関係から新病院を含めてのご質問がございました。私はリーダーとして病院経営に携わっていくトップとしてやっていかなければなりませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、追加繰り出しの関係でございます。ご指摘のとおり、私も財政課長時代に追加繰り出しについては毎年多額と捉えておりました。ただ、1つ、公立病院ですので、ある程度の追加繰り出し、町民の皆様の命を守るですとか安全を守るという意味ではある程度の繰り出しというのは必要かと思うのですが、今の現状の町立病院の繰り出しについてはやはりこれは問題点として捉えなければならぬと捉えております。こちらについては、病院の経営の感覚でいきますと、前田議員のご指摘のとおり、まず歳入を増やす、そして歳出を抑える、これが当たり前の企業会計の観点でございますので、こういった部分をまず念頭に置き、そして経営改善をどのようにやっていくかということ、ただ一つしかなくて、町民の皆さんに町立病院を利用させていただく、これ1点だと思っています。この課題解決をするためにどうしていかなければならないのかといいますと、やはり医師を確保する、そして職員が町民の皆さんに寄り添う、この2点だと私は思っておりますので、これまでもずっとこういった問題が継続的に行われておりますので、簡単なことではないと私も思っていますが、ただ諦めては決して道は開けませんので、私がまずトップとなって町民の皆さんに寄り添う病院づくりをしていきたいと、これがまず経営改善の早道というか、近道かなと捉えております。

それと、もう一点、新病院の問題です。これは、私は選挙のときも白老町は今大きな転換期だというお話をさせていただきまして、この転換期の意味というのは町立病院だと思っています。運営の部分で追加繰り出しを行っている上に、さらに今度新病院の建設費の起債の償還が入ってきます。そうすると、これ以上言わなくても分かっていたかと思うのですけれども、ただでも今運営上の追加繰り出しを行っている上に、さらに建設費の償還が増えてくるといことになると、これは一般会計の追加繰り出しでは恐らくフォローし切れないとか、繰り出しできない状況になってくると思っております、さらに追加繰り出しの可能性もありますので、新病院ができるということを意識改革というような部分で、徹底的な改革が必要になっていきますので、答弁が重複してしまいますけれども、まず町民の皆様に愛されるという病院づくりを私がトップとなって進めていきたい、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、次に進みます。次に、54ページから61ページ、5款労働費から7款商工費までの歳出について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、次に進みます。次に、60ページから71ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に進みます。次に、70ページから85ページ、10款教育費の歳出について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、84ページから87ページ、13款給与費から14款諸支出金までの歳出について質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費から第4表、地方債補正について質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、ないようですから、次に進みます。

次に、8ページから23ページまでの歳入全般について質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 先ほど歳入についてもお話をしましたし、古俣副町長も収納体制について評価していましたが、12月補正の7,000万円増に続いて3月補正でも固定資産税4,500万円等の増収になっていますけれども、先日の議案説明で徴収率の向上と説明がありました。そこで、差し支えなければ、徴収率と現年課税分と滞納繰越分はどういう徴収の概要になっているのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） ただいまの補正予算、町税の収納率の関係でございます。固定資産税のほうで現年課税分が3,000万円増、滞納繰越分が1,500万円増ということで今回補正をさせていただいておりますが、当初想定より収納率が上がったということで、現年分については当初想定97%という収納率を見込んでおりましたが、こちらがこのペースでいきますと99%前後になるかなと見込んでおります。滞納繰越分については7%という当初予算を組んでおりましたが、こちらが25%超ということで2月末現在で25%を超えるという数字になっておまして、今回の補正となっております。

前田議員おっしゃっていただいたとおり、担当職員の頑張りに尽きるという部分ではござい

ますが、今年度は特に大口の滞納者の整理を重点化いたしまして、土地の売却ですとか、あと誓約の取付け、これが何件か進んだ部分がございます。それと、特に近年水産業の不振が続いておりまして、なかなか計画的な納税が難しいという状況がございますけれども、この部分について漁業協同組合の協力を仰ぎまして、納税準備口座の利用拡大ということに取り組みまして、水揚げから直接天引きをいただいて準備口座のほうに入れていただくというようなことを漁業協同組合と連携して取り組みまして、こういったことが功を奏しまして非常に収納率が上がったと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 大塩町長も税務課長をやっていたと思いますけれども、固定資産税の徴収率99%、滞納繰越しが25%、非常に大きく評価されてもいいと思います。まして土地の売却を滞納に入れるということは、職員が情報を的確に押さえて徴収業務をしないと入ってこないという非常に難しいことでもあります。また、長年の漁業協同組合に対する組合員勘定からのもらい、非常に努力している効果があります。そういうことを議会の場でも言っておきたいと思いますので、徴収率が大きく伸びたことは職員の努力のたまものでもあります。これは、大きく我々議会も評価しなければいけないと思いますので、もう一息、出納閉鎖まで頑張っていたきたいと思います。もし税務課長から一言あれば、答弁をお願いします。

2点目ですけれども、歳入全般で伺います。補正予算全般を見ると町税が7,500万円増収、繰越金は端数を別にしても約8,500万円、繰入金が4,600万円、それぞれ減額されています。この額に対して歳出が約900万円と少なくなっている。このことから、今回の補正から推しはかるとかなりの額の余剰財源が捻出されるのでないかと、こう思います。今回の補正で幾らぐらいの財源留保が見込まれているのか、その辺についてお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） 財源留保の関係でございます。今回補正予算として約8,500万円の繰越金の減額をさせていただいております。これにより繰越金の留保額が1億854万1,000円となっておりますので、まずこの部分は留保資金として明確に出てくるかなと思います。それから、今回の補正予算で財政調整基金への繰戻し、これを2,600万円ほど繰戻しをしておりますので、これは基金に繰戻しですので、実際に自由に使えるかというところちょっと話は違いますが、この部分が約2,600万円あるということでございます。合計しますと約1億3,500万円ほど一般財源が剰余したというような結果になっております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 前田議員から税の収納率についてご評価いただきまして、ありがとうございます。私も税務課長だったということでご答弁させていただきますけれども、まず税の基本的な考え方というのはやはり公平な税負担というのは必ず大事にしなければなりませんので、これは税務課として徹底して行っているというような状況かなと捉えています。先ほど担当課長からご答弁させていただきましたけれども、土地の売却であったり、いろいろこれまでやっていなかったことを積極的に取り入れているというようなことと、もう一つは、あえてご紹介させていただきますと、私も課長時代にえっと思ったのですが、今まで税の滞納者に対す

る対応というのは、例えば1万円滞納しているというときには1万円払ってくださいというようなことで交渉していたというのが実態だったのですが、今は生活相談といいますか、生活再建ということで、滞納している方の収入があって、例えば携帯電話の部分を格安の携帯電話にできるよねですか、こういった部分を切り詰められるよね、それで1万円がここで浮くよね、だからこの部分を税として払ってくださいというような、こういういわゆる生活再建型の納税相談というのを、時間がかかることなのですが、私の立場から言っているかどうかわからないのですが、職員が一生懸命やっているという、これも一つの成果かなと捉えています。ですから、いろいろと税の徴収のやり方も時代とともに変わってきておりますので、そういったことを的確に捉えた中で、先ほども申したとおり公平な税負担ということをきちんと考えて取組を進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 担当から、この補正予算の整理で約1億3,000万円、私はもうちょっとあると思うのですが、これぐらい浮くと、それとつてもほかの議員も私も質問していませんけれども、年度末の決算での不用額が今のこの状況から見ればかなり出ると思います。この前の除雪も6,000万円やっていますから、実際に1回しか出ていませんから、かなり出てくる。2億から3億円あると思います。そうすると4億円前後にまたなるのです。この部分については、いつも私も言っていますけれども、今度町長も新しくなりましたので、政策予算に振り替わるとは思いますけれども、町民サービス、インフラ整備のためにも、産業育成のためにもぜひ有効な財源として活用していただきたいなど、こう思いますが、いかがでしょう。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） ご指摘のとおり、剰余金の関係でございます。どうしても正直なところ毎年毎年、決算の剰余金として不用額というのが出てしまう状況ではあるのですが、財政担当としてもこの辺はきちんと的確に捉えて、ただ貯金をしているということではなくて、次にきちんと使えるように、例えば公共施設の整備のための基金であったりですか、そういった形できちんと次年度に使えるような形でまず進めていくというのは必要なことですし、出動しなければならぬ部分であったりですか、何かの際にきちんと蓄えということも必要です。一番重要なことはブレーキとアクセルの関係ということで、きちんと町民の皆様の今の状況を踏まえた中で、財政出動すべきなのか、蓄えるべきなのかというのは的確に捉えて進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の財政の議論で大体理解できました。それで、1つは実際の不用額、例年の不用額ぐらい出るとか、金額にしてどれぐらい見れるかということは今分かれば教えていただきたい。要するにそれが剰余金の総額になっていきますから。

それと、もう一つ、今年の4年度の中で財政調整基金や基金に積み立てた分と、それから使った分の差引きの額というのは、おおよそでいいです、分からなかったらいいのだけれども、分かればプラスとマイナスがどれぐらいの状況に基金全体がなっているかと。何でこういうことを聞くかということ、町長の答弁にあったように、どこでどうお金を使うかと、そして将来ど

うするかというようなところは起債と基金で見ていくわけなのだけれども、その部分で本当に、財政調整基金が多分11億円を超しているのではないかと思うのだけれども、これをこれ以上まだ積むのか、そうでなくて、今病院の問題があるから病院の中で減債基金に積むとか、そういう財政方針、それからふるさと納税がちよっと増えましたけれども、今回の補正で、今日の町長の行政報告、そこで出た金額が全部この補正で反映されているのかどうか、その辺りはどんな状況ですか。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） まず、不用額の関係です。不用額につきましては、例年大体1億円前後ぐらいが出ているという状況で、先ほど前田議員のお話の中にもありましたけれども、2月補正で除雪の経費6,000万円ほど増額させていただいております、幸いにもその後雪があまり降っていないという状況ですので、この部分が若干例年よりは多く出てくるかなと思いますので、最低でも1億円ぐらいは確保できるかなと考えてございます。

それから、基金の出入りの関係です。例年と違いまして、例年ですと今回の3月補正である程度剰余金の部分は基金に積まさせていただいたりということをしておったのですけれども、今回は町長不在ということで、町のトップがいない中でどこかの基金に積むという判断がなかなかできない部分がありましたので、その部分は基金に積まないでそのまま剰余金として残しているような形になります。当初予算のお話をさせていただくと、当初予算で基金全体での繰入金金は約3億5,000万円ほど繰入れしております。これに対して基金を積んでいるという部分でいけば、実質的にはふるさと納税の基金の部分、これが2億3,000万円ぐらいを積まさせていただいているというような状況です。これに今年度の最後の予算で、先ほど町長からもお話がありましたけれども、公共施設の基金なり、今後の課題に備えた部分の積立てをしていきたいと考えてございますので、できればの話ですが、その部分は基金の積立てで1億円ぐらいは何かしらの基金に積みたいなどは考えてございます。

それから、ふるさと納税の基金の積立ての部分のお話です。冒頭の町長の行政報告で2月末までのふるさと納税の額が約9億3,000万円ほどあったというようなお話があったかと思えます。補正予算で計上している分は12月末までの分を積んでおりまして、この部分で2億2,875万6,000円を既に積んでおります。今回ご報告のあった1月、2月までの分をさらに積むとなると、約1,000万円ほど増えると、さらに3月分も入ってくるとプラス500万円ぐらい積まれるかなという感じですので、トータルすると約2億4,000万円から4,500万円ぐらいの感じの最終的なふるさと納税の基金の積立額になるかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よく分かりました。今回僚議員が質問したように、1つは税でこれだけの収入増ということと、ふるさと納税の比重がすごく増えてきているような気がするのです。予算を見てもそこが増えていっているのです。危険な部分はあるのだけれども、それはそれとして、10億円に届かかというところまできましたので、それは財政として見たときにはすごく大きなウエイトを占めてきているのです。ですから、これから人口減少の中で交付税があまり見込めない中で、どこを財政的に中心にやるかということであると、今年

の予算なんかが非常によく分かる見える予算だと思うのです。ですから、何を言いたいかというと、ここで不用額を含めた金額を、ふるさと納税を含めてですけれども、きちんと使えるような形にするということがとても大切ではないのかな。大体答弁は安全パイでいきますから、そういうことでいえば3本ぐらいいくのかなと思える範囲ぐらいまではいきそうだなと思っ
ているのですけれども、そこをどこにどう積むかというあたりも含めて、私は減債基金なんかをもっと強化すべきだろうと。それは、起債を借りることによって町民が安心するという部分、ここにきちんと担保していますよというようなことが分かるような財政の仕組みが必要だろうと思うのです。そこら辺の考え方だけちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘があった状況の中で、確かに今税収のところが伸びているような見方はあるのですけれども、それがこれから続くかという、なかなかそういうわけには現状としてはいかないだろう。そういう中で、ふるさと納税が実質的に稼いだ金として見えている。これも長い将来的な見方をすると、これで全部がやれるかといったら、そうはいかない。基本的には、先ほど町長が言ったように、こういう不用額等が出たときにまちとしてアクセルをどういうところに踏んでいくのか、ブレーキはどこなの、そういうやり取りのところを非常に今後重視していかなければならない状況になってくるだろうなと思っています。ですから、町民の皆様方にまちの財政事情が見える形で、これはこれまでも広報を通じながら分かりやすくということを出してきておりますけれども、さらにそういう財源の使い方については十分内部で検討を図りながら、もちろん町民の皆様方のサービスに使わなくてはならないけれども、将来的な蓄えということも必要だし、その辺のところを十分考えた財政の在り方についてこれからも進めていきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2—1をお開きください。議案第2号でございます。

令和4年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,663万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第3号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議3-1のほうをお開きください。議案第3号でございます。

令和4年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,001万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和4年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第4号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,860万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,049万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議5―1をお開き願います。議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予

定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額10億1,068万5,000円、補正予定額8,925万9,000円、計10億9,994万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額4億1,552万円、補正予定額8,925万9,000円、計5億477万9,000円。

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追加、事項、町立病院改築事業（物価上昇等分）、期間、令和5年度から7年度、限度額4億5,215万6,000円。

廃止、事項、公営企業会計システム一式賃貸借、期間、令和4年度から7年度、限度額923万8,000円。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額
の変更について）

○議長（松田謙吾君） 日程第11、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 報1―1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月9日提出。白老町長。

記書きのところでは、(2)、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内）で変更すること。

報1—2をお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年2月27日専決。白老町長職務代理者、白老町副町長。

記書きです。1、工事名、萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（内部第2工区）。

2、現請負金額、6,380万円。

3、新請負金額、6,372万3,000円（7万7,000円減）。

4、概要、本工事において、内部改修により発生する産業廃棄物数量の概数が確定したことから、請負代金を減額変更するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 例月出納検査の結果報告について

報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、報告第2号 例月出納検査の結果報告について、報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号及び報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手

数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定
手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に
関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許
可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 6号 令和5年度白老町一般会計予算

議案第 7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計
予算

議案第 8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会
計予算

議案第 9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別
会計予算

議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特
別会計予算

議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算

議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会
計予算

議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条
例の制定について、議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例
の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する
認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町建築物のエ
ネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
て、議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算、議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算、議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算、以上令和5年度各会計予算9件とこれに関連する条例の一部改正及び廃止の議案7件、合わせて16議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第22号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 議案第22号の提案をお願いします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議22—1をお開きください。議案第22号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

附則でございます。第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議22—2をお開きください。議案説明でございます。健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金の額が改正されたことから、本町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>4万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>

2 略	2 略
-----	-----

議案第 23 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第23号の提案を願います。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議23—1をお開きください。議案第23号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。議23—3をお開き願います。附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

続きまして、議23—4をお開き願います。議案説明でございます。建築基準法の規定に基づく確認申請等の審査事務については、同法の規定により限定特定行政庁として一部の事務を本町において行っているところであり、建築物に対する確認、検査の事務に係る手数料の変更を行い、北海道の手数料と統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例新旧対照表

改正前		改正後	
（手数料の種類及び金額）		（手数料の種類及び金額）	
第2条 建築物に係る確認申請その他の事務について徴収する手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		第2条 建築物に係る確認申請その他の事務について徴収する手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
(1) 法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額		(1) 法第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	6,000円	30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	10,800円	30平方メートルを超え、100平方メートル以内	19,000円

のもの		のもの	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>16,800円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>22,800円</u>	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>37,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>37,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>52,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>100,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>
		5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>310,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>	1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>450,000円</u>
		2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>620,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>480,000円</u>	5万平方メートルを超えるもの	<u>840,000円</u>
(2) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認申請等手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1件につき <u>9,600円</u>		(2) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の確認申請等手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1件につき <u>17,000円</u>	
イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工	

<p>作物を築造する場合 1件につき <u>4,800</u> 円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額</p>		<p>作物を築造する場合 1件につき <u>12,000</u> 円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料 1件につき、次の表に掲げる額</p>	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>10,000円</u>	30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>12,000円</u>	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>120,000円</u>	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>110,000円</u>
		5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>160,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>190,000円</u>	1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
		2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>330,000円</u>

5万平方メートルを超えるもの	380,000円	もの	
		5万平方メートルを超えるもの	500,000円
(5) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく工作物の完了検査申請手数料 1件につき <u>9,000円</u>		(5) 法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく工作物の完了検査申請手数料 1件につき <u>14,000円</u>	
(6)～(11) 略		(6)～(11) 略	

議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第24号の提案を願います。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 続きまして、議24—1をお開きください。議案第24号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。議24—9をお開き願います。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議24—10をお開き願います。議案説明でございます。「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」及び「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」の一部が改正され、住戸単位の認定が廃止となり、棟単位の申請に変更されました。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）号に適合している建築物を新たに認定できることに変更されたことから、申請区分の見直し及び手数料の新設をするものであります。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し、定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第25号の提案を願います。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議25—1をお開きください。議案第25号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

ギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。議25—9をお開き願います。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議25—10をお開き願います。議案説明でございます。「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」及び「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」の一部が改正され、住戸単位の認定が廃止となり、棟単位の申請に変更されました。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）号に適合している建築物を新たに認定できることに変更されたことから、申請区分の見直し及び手数料の新設をすることとなります。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し、定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第26号の提案を願います。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議26—1をお開きください。議案第26号 白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町宅地造成工事及び開発行為に関する許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。議26—4をお開き願います。26—5にかけて附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定は、同年5月26日から施行する。

続きまして、議26—6をお開き願います。議案説明でございます。宅地造成等規制法の一部を改正する法律が制定され、宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に法律名、目的も含めて抜本的に改正されたものであり、旧法第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域を盛土規制法第10条第1項の規定により宅地造成等工事規制区域を新たに定めるまでの経過措置期間中に従前の手数料を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し、定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第27号の提案を願います。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） それでは、議27—1をお開きください。議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読につきましては、省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議27—2をお開きください。議案説明でございます。平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金の減額措置については本年度末をもって期間終了を迎えるところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の停滞やロシアのウクライナ侵攻における物価高騰等を鑑み、引き続き町民及び事業者の経済的な負担軽減を図るべく、減額期間を1年間延長するため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町水道事業給水条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～8 略 附則別表（附則第8項関係） ※別表詳細 略	附 則 1～8 略 <u>9 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</u> <u>の間に限り、第26条中「別表第2」とあるのは</u> <u>「附則別表」とする。</u> 附則別表（附則第9項関係） ※別表詳細 略

議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第28号の提案を願います。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 議28—1をお開きください。議案第28号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は、省略をさせていただきます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

続きまして、議28—2をお開きください。議案説明でございます。町民の心身の健康的な発達とスポーツ、レクリエーション等の振興を図ることを目的に整備した森野スキー場は、昭和48年12月の供用開始以降、長きにわたり多くの町民に親しまれてまいりましたが、少子高齢化に伴いスポーツ人口が減少するなど、スキーを目的とした利用実態が乏しい状況にあり、またスキー場としての機能を十分に発揮できる環境にないことから、当該スポーツ施設を廃止することとし、令和4年度をもって指定管理者制度による施設管理を終了するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町スポーツ施設条例新旧対照表

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
白老町総合体育館	白老郡白老町本町1丁目1番2号	白老町総合体育館	白老郡白老町本町1丁目1番2号
白老町民温水プール	白老郡白老町緑丘4丁目636番地	白老町民温水プール	白老郡白老町緑丘4丁目636番地
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	白老郡白老町字北吉原86番地の1	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	白老郡白老町字北吉原86番地の1
白老桜ヶ丘公園テニスコート	白老郡白老町緑丘4丁目636番地	白老桜ヶ丘公園テニスコート	白老郡白老町緑丘4丁目636番地
白老テニスコート	白老郡白老町末広町1丁目601番地の2	白老テニスコート	白老郡白老町末広町1丁目601番地の2
萩野テニスコート	白老郡白老町字萩野287番地の3	萩野テニスコート	白老郡白老町字萩野287番地の3
森野スキー場	白老郡白老町字森野37番地	削る。	
北吉原運動広場	白老郡白老町字北吉原168番地の9、168番地の10	北吉原運動広場	白老郡白老町字北吉原168番地の9、168番地の10
町民ふれあい広場	白老郡白老町大町4丁目189番1	町民ふれあい広場	白老郡白老町大町4丁目189番1
別表第1(第7条関係)		別表第1(第7条関係)	

施設名	利用時間
白老町総合体育館	午前9時から午後9時まで
白老町民温水プール	1 午前10時から午後8時30分まで(11月1日から翌年3月31日までの間は、午後1時30分から午後8時30分まで) 2 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午前10時から午後5時まで
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	午前9時から午後9時まで(5月1日から10月31日までの間は、午後1時から午後9時まで)
白老桜ヶ丘公園テニスコート	午前9時から午後9時まで
白老テニスコート	午前9時から午後9時まで
萩野テニスコート	日の出から日没まで
森野スキー場	日の出から日没まで
北吉原運動広場	日の出から日没まで
町民ふれあい広場	日の出から日没まで

別表第2(第7条関係)

施設名	休館日
白老町総合体育館	1 毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日) 2 12月29日から翌年1月3日まで
白老町民温水プール	1 12月29日から翌年1月3日まで 2 11月1日から翌年3月31日までは月曜日(月

施設名	利用時間
白老町総合体育館	午前9時から午後9時まで
白老町民温水プール	1 午前10時から午後8時30分まで(11月1日から翌年3月31日までの間は、午後1時30分から午後8時30分まで) 2 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午前10時から午後5時まで
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	午前9時から午後9時まで(5月1日から10月31日までの間は、午後1時から午後9時まで)
白老桜ヶ丘公園テニスコート	午前9時から午後9時まで
白老テニスコート	午前9時から午後9時まで
萩野テニスコート	日の出から日没まで
削る。	
北吉原運動広場	日の出から日没まで
町民ふれあい広場	日の出から日没まで

別表第2(第7条関係)

施設名	休館日
白老町総合体育館	1 毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日) 2 12月29日から翌年1月3日まで
白老町民温水プール	1 12月29日から翌年1月3日まで 2 11月1日から翌年3月31日までは月曜日(月

	曜日が祝日に当たるときは、その翌日)		曜日が祝日に当たるときは、その翌日)
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 12月29日から翌年1月3日まで 2 5月1日から10月31日までは月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日)	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 12月29日から翌年1月3日まで 2 5月1日から10月31日までは月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日)
白老桜ヶ丘公園テニスコート	12月1日から翌年3月31日まで	白老桜ヶ丘公園テニスコート	12月1日から翌年3月31日まで
白老テニスコート	12月1日から翌年4月30日まで	白老テニスコート	12月1日から翌年4月30日まで
萩野テニスコート	12月1日から翌年4月30日まで	萩野テニスコート	12月1日から翌年4月30日まで
森野スキー場	3月1日から翌年1月5日まで(ただし、積雪があり利用の可能な場合を除く。)	削る。	
北吉原運動広場	通年開放	北吉原運動広場	通年開放
町民ふれあい広場	通年開放	町民ふれあい広場	通年開放

○議長(松田謙吾君) 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第6号 令和5年度白老町一般会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第6号の提案を願います。

古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) それでは、別冊の令和5年度白老町一般会計予算書をお開きください。令和5年度白老町一般会計予算。

令和5年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億9,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費(報酬及び旅費は会計年度任用職員に係るものに限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくお願いいたします。

議案第7号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第7号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) それでは、別冊の特別会計予算のほうとなります。議案第7号をお開きください。議案第7号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。令和5年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5,820万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれ

らの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（報酬及び旅費は会計年度任用職員に係るものに限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計 予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第8号の提案を願います。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 続きまして、議案第8号をお開きください。議案第8号でございます。令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和5年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,750万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計 予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第9号の提案を願います。

齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 議案第9号をお開き願います。議案第9号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和5年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,941万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900万円と定める。

令和5年3月9日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第10号の提案を願います。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議案第10号でございます。令和5年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和5年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,590万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第11号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議案第11号です。議案第11号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,440万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 次に、議案第12号の提案を願います。

舩田上下水道課長。

○上下水道課長（舩田紀和君） それでは、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第12号 令和5年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和5年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数 8,898戸。

（2）年間総給水量 205万2,032立方メートル。

（3）1日平均給水量 5,622立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業8,974万9,000円、浄水施設整備事業1,526万3,000円。

2ページをお開きください。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,000万2,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款水道事業費用3億4,337万円。各項は記載のとおりでございます。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,872万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,537万円、損益勘定留保資金1億6,335万1,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入7,000万円。第1項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出2億4,872万1,000円。各項は記載のとおりでございます。

次に、2ページになります。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額7,000万円、起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

（2）資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,568万7,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,548万1,000円と定める。

令和5年3月9日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第13号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、病院事業会計の予算書をお開きください。議案第13号です。議案第13号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 48床。

(2) 年間患者数、入院 8,784人。外来 2万8,431人。

(3) 1日平均患者数、入院 24人。外来 117人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億2,494万2,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用9億2,494万2,000円。各項は記載のとおりでございます。

2ページ目をお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,717万1,000円は当年度分損益勘定留保資金1,717万1,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入27億6,375万円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出27億8,092万1,000円。各項は記載のとおりでございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、財務会計、病院事業企業会計システム賃貸借、期間、限度額は記載のとおりでございます。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、町立病院改築事業(病院改築事業分)、限度額5億4,800万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

町立病院改築事業(介護医療院整備事業分)、1億4,600万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 病院事業費用のうち、医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費4億9,822万8,000円。

(2) 交際費60万円。

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,749万8,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、8,255万1,000円と定める。

令和5年3月9日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 次に、議案第14号の提案を願います。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長(舛田紀和君) それでは、下水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。議案第14号 令和5年度白老町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 208万635立方メートル。

(2) 1日平均処理水量 5,700立方メートル。

(3) 排水区域面積 842ヘクタール。

(4) 主要な建設改良事業、公共下水道事業 1 億2,916万5,000円。
続いて、2 ページをお開きください。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益11億2,815万6,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款下水道事業費用10億6,384万9,000円。各項は記載のとおりとなります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億4,850万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額499万円、損益勘定留保資金 3 億4,351万7,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入 3 億3,733万2,000円。各項につきましては記載のとおりでございます。

支出、第1款資本的支出 6 億8,583万9,000円。各項は記載のとおりでございます。

続いて、3 ページになります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、白老下水終末処理場計装装置改築工事、期間、令和6年度より令和6年度、限度額 4,080万円。

水洗便所改造資金利子補給、令和6年度より令和9年度、10万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額4,070万円、下水道事業債660万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,300万4,000円。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 4 億 9,168万3,000円である。

令和5年3月9日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま議案第6号から第14号までの各会計予算9件とこれに関連する議案7件、合わせて16件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら令和5年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われまます。

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第6号から第14号までの令和5年度各会計予算9件と関連議案7件、合わせて16件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案16件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時07分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に吉谷一孝議員、副委員長に佐藤雄大議員、付託案件の審査方よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日予算等審査特別委員会が開催される予定になっております。

本会議は、予算等審査特別委員会の審査のため、明日16日から19日までの4日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。本会議はこの後20日午前10時から引き続いて再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 0時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治